

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 提案事項の具体的内容 | 政策課題 | 根拠法令 | 回数 | 担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄 | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|-----------|--|---|---|-----|-------------------|-------|--------------------------|----|------|--------|--|---|
| | | | | | | | 担当省庁 | 担当部署 | 根拠法令など | 対応 | 実施時期 | スケジュール | 根拠法令や規制の趣旨 | 担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設(個別法の各種手続のワンストップ処理) | (25春)3064 | 南海トラフ巨大地震等の有事に備えた災害に強く魅力ある地域づくりを円滑かつ迅速に進めるため、総合特区計画に基づく事業の実施に必要な又は関連する個別法の法定手続について、個別法の許可権者等の関係者が一堂に会した協議会を設置し、申請主体が作成した土地利用に関する計画を協議し、同意を得ること、個別法において求められる関係者の協議・同意等を一括して処理できることとし、これにより個別法の手続によることなく、許可・同意等がなされたものとみなす制度を創設する。なお、同制度は東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備協議会による個別法の手続のワンストップ処理と同様の仕組みを構築することとし、「復興整備計画」に相当する「総合特区推進計画」(個別区域毎に作成し、協議会で同意後、総合特区計画に添付)の作成や、「復興整備協議会」の役割を担う「総合特区推進協議会」(個別区域又は市町単位)の設置など、申請主体である県が中心となり、関連市町等と連携して、責任を持って関与し、運営する枠組みを構築する。 | 現行では、農用地区域や市街化調整区域内の農地等を沿岸部からの企業や住民等の移転の受け皿として開発する場合であっても、許可を得るためにそれぞれの個別法に関する手続を多方面の関係機関と調整しながら進める必要があり、多大な手間と時間を要し、当該総合特区が目指す災害に強く魅力ある地域づくりを円滑かつ迅速に進めることができない。このため、一括事前協議制度の創設により、個別の農地転用等の許可ではなく、土地利用構想(土地利用方針に基づくゾーニング)によりエリアで許可可能な範囲を設定することで、想定される津波被害から事前に移転する企業や住民の受け皿となる地域を確保することが可能となるとともに、内陸部の地域資源を活用した新たな地域づくりの核となる地域を創出することも可能となり、防災・減災と産業振興・地域活性化の両立を図ることができる。 | 都市計画法 ・農地法 ・農業振興地域の整備に関する法律 ・森林法 | 1回目 | 農林水産省 | 農村計画課 | ・農地法 ・農業振興地域の整備に関する法律 | D | — | — | 農地転用は、農地の農業的土地利用と非農業的土地利用との調整を図り、優良農地を確保する観点から、農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する必要。農用地等として利用すべき土地の区域である農用地区域については、原則農地転用が禁止されており、その農地を転用する場合は農用地区域から除外する必要。 | 現在でも、土地利用規制に関して、御提案である「災害が発生する前の事前防災対策を迅速に進めることを目的」として「複数の省庁や関係する県・市町が一堂に会した協議の場」を設けることは運用上可能。なお、森林法第10条の2に規定する開発行為の許可は、知事の権限に属する事務であり国との調整は必要ないこと、また、実際に被害が発生していない状況の中、他の法令との調整は想定されず、森林法単独で当該許可を行った方が迅速な対応が可能であると考えられることから、森林法を本提案の対象から除外されたい。 |
| | | | | | | 2回目 | | | | D | — | — | 農地転用は、農地の農業的土地利用と非農業的土地利用との調整を図り、優良農地を確保する観点から、農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する必要。農用地等として利用すべき土地の区域である農用地区域については、原則農地転用が禁止されており、その農地を転用する場合は農用地区域から除外する必要。 | 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成25年11月29日に公布される等、地方公共団体等の防災、減災等のための取組は重要と認識。これまで貴県と数次にわたり打合せを重ねる中で、① 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備協議会によるワンストップ処理等は、「被災地による自治体の行政機能の低下」という特殊事情に配慮した制度であること② 防災、減災等の観点から、土地利用規制に関して、国や関係する県・市町が一堂に会して調整を行うことは運用上可能であることを御説明してきたところ。これらのことは十分御理解いただいていると認識しており、今後は調整の場を設け、個別事案ごとに具体的に調整してまいりたい。 |
| | | | | | | 1回目 | | | | D | — | — | 市町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事との協議は、周辺の市町村も含めた広域調整を確保し、かつ、同一の都市計画区域内で都道府県及び市の2つの主体が整合的に都市計画を定める必要に鑑みて規定されたもの。 | 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備協議会によるワンストップ処理は、「被災による自治体の行政機能の低下」に着目して措置された制度であり、当該状況がない場合における適用は困難と考えます。ご要望の内容については、具体的な事業の内容をご相談いただければ、それを踏まえて対応を検討いたします。 |
| | | | | | | 2回目 | 国土交通省 | 都市計画課 | 都市計画法 | D | — | — | 市町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事との協議は、周辺の市町村も含めた広域調整を確保し、かつ、同一の都市計画区域内で都道府県及び市の2つの主体が整合的に都市計画を定める必要に鑑みて規定されたもの。 | 国では、平成25年6月21日に公布された「大規模災害からの復興に関する法律」により、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るための特別の措置を定めたところです。また、同年12月4日には、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することを基本理念とする「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立しました。貴県の総合特区の前提となっている事前の復興の意義及び必要性や、貴県の状況を踏まえたモデル的かつ迅速な取組みの推進については、こうした国の施策の方向性とも合致しており、評価されるべきものと考えております。しかしながら、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備協議会によるワンストップ処理は「被災により自治体の行政機能が低下したこと」に着目して措置された制度であり、当該状況がない場合における適用は困難と考えます。事前の復興対策を迅速に進めていくため、関係する複数の省庁、県及び市町村の関係者が一堂に会した協議の場を設けることは運用上も可能であることから、県や市町村からの相談に応じつつ、個別案件ごとに具体的に協議・調整を進めていくことが重要と考えております。 |

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 指定自治体の回答 | | 内閣府整理 | 内閣府コメント | 内閣府整理 | | |
|---------------------------------------|---|---|--|---|--|---------|-------|--|--|
| | | | 対応 | 理由等 | 内閣府整理 | | | | |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設(個別法の各種手続のワンストップ処理) | (25春)3064 | <p>指定自治体の回答</p> <p>【指定自治体の回答における対応欄内容】</p> <p>a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他</p> | | <p>内閣府整理</p> <p>【整理フラグ欄内容】</p> <p>i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの</p> <p>ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの</p> <p>iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの</p> <p>iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの</p> <p>v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの</p> <p>vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p> | | | | |
| | | | c | <p>先日の実務者打合せにおいて、東日本大震災及び南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)が発表されて以降、本県がすでに有事の状況にあるという事実、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)」の目的、取組内容については、十分御理解いただけたものと解している。本県としては、防災・減災と地域成長の両立を目指し、現行法の中で対応可能なものについては取組を進めるとともに、規制の特例措置により、モデル的かつ迅速な取組が可能になると考えられる事業について総合特区に位置づけ、取組を推進していく計画である。</p> <p>また、現行法はあくまでも平時の状況を前提とした法律である。しかしながら、これまでの科学的知見においては予見不可能な巨大な自然災害を目の当たりにし、安全・安心を求めて国民・企業が自主防衛の行動に至り、本県においては、既に土地利用の状況が激変している。</p> <p>こうした地域については、復興特区と同様に生活を維持し、再建するため、迅速な取組を進めることが可能な仕組みの整備が必要であり、国が復興を迅速化させるために考案した特例措置の適用を求めている。</p> <p>我々の提案に対して、貴省の見解を改めて伺いたい。</p> <p>本提案は、個別法の許可権者等の関係者が一堂に会した協議会を設置し、総合特区推進計画を協議・同意を得ることにより個別法の許可・同意がなされたものとみなすことを求めるものである。森林法に関しては、現時点では森林法第10条の2に係る開発許可に係る案件であり、許可権限が県知事であることは承知している。貴庁への提案としては、協議会において協議・同意された計画は、森林法第10条の2第1項第1号あるいは第3号に定める開発行為の許可を要しない事業として位置付けることを求めるものである。一括事前協議制度が創設されれば、調整が必要な各種法令担当が一堂に会した協議会において、協議し、同意を得ることにより、より迅速な事務処理が実現できるものと考えていることから、本提案から森林法の除外は想定していない。</p> | <p>農林水産省は、「災害が発生する前の事前防災対策を迅速に進めることを目的」として「複数の省庁や関係する県・市町が一堂に会した協議の場」を設けることは運用上可能。」との見解である。</p> <p>一方、自治体は、防災・減災等の観点から「迅速な取組を進めることが可能な仕組みの整備が必要」と考えている。農林水産省は、この自治体の考えについて、防災・減災等の観点から見解を示すこと。</p> | | | | |
| | | | b | <p>本特区の基本理念である「防災・減災と地域成長の両立」に向けた事前防災の取組については、国の施策の方向性に合致した取組であるとともに、その必要性について十分御理解いただいた。</p> <p>貴省より、復興特区におけるワンストップ処理と同様の制度の実現は難しいものの、関係省庁・県・市町による協議の場を設け、本総合特区の「防災・減災と地域成長の両立」の実現に向けた迅速な取組を進めるため、個別具体的な案件ごと協議・調整を進めていくことについて提案をいただいた。</p> <p>今後、当規制の特例措置の適用を見込んでいる18事業について、個別事業ごとに協議をさせていただくことから、その際は速やかな対応をお願いしたい。</p> <p>なお、当該調整スキームについて疑義等生じた場合には、改めて「国と地方の協議」において再協議を要する。</p> | <p>農林水産省からの「今後は調整の場を設け、個別事業ごとに具体的に調整してまいりたい。」との見解に対し、自治体は「個別事業ごとに協議をさせていただくことから、その際は速やかな対応をお願いしたい。」との回答であり、現行制度で対応可能なことに対し了解している。よって自治体の要望は実現可能となったため協議を終了する。双方は、個別事業について協議できる段階に至ったものから速やかに個別協議を開始すること。</p> <p>ただし、個別協議に疑義等が生じた場合は、農林水産省は改めて「国と地方の協議会」の協議に応じること。</p> | iii | | | |
| | | | c | <p>先日の実務者打合せにおいて、東日本大震災及び南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)が発表されて以降、本県がすでに有事の状況にあるという事実、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)」の目的、取組内容については、十分御理解いただけたものと解している。本県としては、防災・減災と地域成長の両立を目指し、現行法の中で対応可能なものについては取組を進めるとともに、規制の特例措置を定めることで、モデル的かつ迅速な取組が可能になると考えられる事業について総合特区に位置づけ、取組を推進していく計画である。</p> <p>また、現行法はあくまでも平時の状況を前提とした法律である。しかしながら、これまでの科学的知見においては予見不可能な巨大な自然災害を目の当たりにし、安全・安心を求めて国民・企業が自主防衛の行動に至り、本県においては、既に土地利用の状況が激変している。</p> <p>こうした地域については、復興特区と同様に生活を維持し、再建するため、迅速な取組を進めることが可能な仕組みの整備が必要であり、国が復興を迅速化させるために考案した特例措置の適用を求めている。</p> <p>我々の提案に対して、貴省の見解を改めて伺いたい。</p> | <p>国土交通省は、「東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備協議会によるワンストップ処理は、「被災による自治体の行政機能の低下」に着目して措置された制度であり、当該状況がない場合における適用は困難」との見解であるが、併せて、「具体的な事業の内容をご相談いただければ、それを踏まえて対応を検討」するとしている。</p> <p>一方、自治体は、防災・減災等の観点から「迅速な取組を進めることが可能な仕組みの整備が必要」と考えている。国土交通省は、この自治体の考えについて、防災・減災等の観点から見解を示すこと。</p> | | | | |
| b | <p>本特区の基本理念である「防災・減災と地域成長の両立」に向けた事前防災の取組については、国の施策の方向性に合致した取組であるとともに、その必要性について十分御理解いただいた。</p> <p>貴省より、復興特区におけるワンストップ処理と同様の制度の実現は難しいものの、関係省庁・県・市町による協議の場を設け、本総合特区の「防災・減災と地域成長の両立」の実現に向けた迅速な取組を進めるため、個別具体的な案件ごと協議・調整を進めていくことについて提案をいただいた。</p> <p>今後、当規制の特例措置の適用を見込んでいる18事業について、個別事業ごとに協議をさせていただくことから、その際は速やかな対応をお願いしたい。</p> <p>なお、当該調整スキームについて疑義等生じた場合には、改めて「国と地方の協議」において再協議を要する。</p> | <p>国土交通省からの「事前の復興対策を迅速に進めていくため、関係する複数の省庁、県及び市町村の関係者が一堂に会した協議の場を設けることは運用上も可能であることから、県や市町村からの相談に応じつつ、個別案件ごとに具体的に協議・調整を進めていくことが重要」との見解に対し、自治体は「個別事業ごとに協議をさせていただくことから、その際は速やかな対応をお願いしたい。」との回答であり、現行制度で対応可能なことに対し了解している。よって自治体の要望は実現可能となったため協議を終了する。双方は、個別事業について協議できる段階に至ったものから速やかに個別協議を開始すること。</p> <p>ただし、個別協議に疑義等が生じた場合は、国土交通省は改めて「国と地方の協議会」の協議に応じること。</p> | iii | | | | | | |

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 提案事項の具体的内容 | 政策課題 | 根拠法令 | 回数 | 担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄 | | | | | | | |
|---------------------------------------|--------------------|------------|--|---|--------------------------------|-----|---|-------|--------------------------------|----|------|--------|--|--|
| | | | | | | | 担当省庁 | 担当部署 | 根拠法令など | 対応 | 実施時期 | スケジュール | 根拠法令や規制の趣旨 | 担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) |
| | | | | | | | 【省庁の見解における「対応」欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討 | | | | | | | |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 市街化調整区域における開発許可の特例 | (25春) 3065 | 上記「土地利用規制に関する国の一括事前協議制度」の対象として、開発許可権者との協議を経て申請主体が作成する土地利用に関する計画(東日本大震災の復興特区における復興整備計画に相当する計画として地域づくりを実施する区域毎に作成する「総合特区推進計画」を想定)に位置付けた総合特区の目標達成のために必要な開発行為であり、①現行制度における技術基準を満たし、かつ、②地域の防災・減災機能の強化のために必要かつ適当、③地域の活性化や課題解決のために必要かつ適当、という3つの基準を満たす開発行為であれば、市街化調整区域内における開発行為であっても都市計画法第34条に適合するものとし、特例的に許可する。 | 現行では、市街化調整区域における開発行為は、農家用住宅や日用品販売店舗等のための開発行為に限り許可される状況であり、喫緊の地域課題である津波被害からの企業や住民等の移転の受け皿となる土地の確保に関する開発行為の許可を得るためには、関係機関との長期にわたる協議が必要で、円滑かつ迅速な対応ができない。このため、上記一括事前協議制度に係る市街化調整区域内における開発行為で、新たに設定する許可基準を満たす開発行為を特例的に許可することで、津波被害からの企業や住民等の移転の受け皿となる土地を円滑かつ迅速に確保することが可能となり、災害に強く魅力ある地域づくりの推進を図るものである。 | 都市計画法 | 1回目 | 国土交通省 | 都市計画課 | 都市計画法 | D | — | — | 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るための区域区分制度を担保するため、市街化調整区域において、許可を受けることができる開発行為を限定するため規定されたもの。 | 東日本大震災復興特別区域法に基づく開発許可の特例は、「被災地における土地利用状況が震災により大きく変化したこと」に着目して措置された制度であり、当該状況がない場合における適用は困難と考えます。ご要望の内容については、具体的な事業の内容をご相談いただければ、それを踏まえて対応を検討いたします。 |
| | | | | | | 2回目 | | | | D | — | — | 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るための区域区分制度を担保するため、市街化調整区域において、許可を受けることができる開発行為を限定するため規定されたもの。 | 国では、平成25年6月21日に公布された「大規模災害からの復興に関する法律」により、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るための特別の措置を定めたところです。また、同年12月4日には、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することを基本理念とする「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立しました。貴県の総合特区の前提となっている事前の復興の意義及び必要性や、貴県の状況を踏まえたモデル的かつ迅速な取組みの推進については、こうした国の施策の方向性とも合致しており、評価されるべきものと考えております。しかしながら、東日本大震災復興特別区域法に基づく開発許可の特例は、「被災地における土地利用状況が震災により大きく変化したこと」に着目して措置された制度であり、当該状況がない場合における適用は困難と考えます。提案事項に係る建築物の開発行為については、現在でも市街化調整区域の開発であっても、開発許可権者である地方公共団体が条例による区域指定や開発審査会の議を経る等により、都市計画法第34条各号に適合すると判断すれば可能であることから、災害対策を迅速に進めるため、個別案件ごとに、具体的に検討・調整を進めていくことが重要だと考えております。 |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 農用地区域の変更及び農地転用の特例 | (25春) 3066 | 上記「土地利用規制に関する国の一括事前協議制度」の対象として、申請主体が作成する土地利用に関する計画(東日本大震災の復興特区における復興整備計画に相当する計画として地域づくりを実施する区域毎に作成する「総合特区推進計画」を想定)に位置付けた総合特区の目標達成のために必要かつ適当であり、①地域の防災・減災機能の強化のために必要かつ適当、②地域の活性化や課題解決のために必要かつ適当、③農業の健全な発展に支障を及ぼす恐れがないもの、という基準をみたすものであれば、立地基準に定められた転用の許可基準を満たすもの以外であっても一筆毎ではなく土地利用に関する計画に位置付けたゾーニングにより農地転用を特例的に許可する。 | 現行では、農用地区域からの除外は、除外要件(代替性がない、農地の集団化等に支障がない等)を満たすことが必要である。また、転用の許可基準を満たすもの以外は転用できない。このため、喫緊の地域課題である津波被害からの企業や住民等の移転の受け皿となる土地の確保に関する農地転用の許可についても円滑かつ迅速に得ることができない。しかし、一括事前協議制度に係る農地の転用であれば特例的に許可することで、津波被害からの企業や住民等の移転の受け皿となる土地を円滑かつ迅速に確保することが可能となり、災害に強く魅力ある地域づくりの推進を図ることができる。 | 農地法 第4条、第5条 農業振興地域の整備に関する法律 | 1回目 | 農林水産省 | 農村計画課 | 農地法 第4条、第5条 農業振興地域の整備に関する法律 | D | — | — | 農地転用は、農地の農業的土地利用と非農業的土地利用との調整を図り、優良農地を確保する観点から、農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する必要。農用地等として利用すべき土地の区域である農用地区域については、原則農地転用が禁止されており、その農地を転用する場合は農用地区域から除外する必要。 | 事前防災のための企業等の移転に関しては、個別事案として具体的な調整をしていくことが重要。 |
| | | | | | | 2回目 | | | | D | — | — | 農地転用は、農地の農業的土地利用と非農業的土地利用との調整を図り、優良農地を確保する観点から、農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する必要。農用地等として利用すべき土地の区域である農用地区域については、原則農地転用が禁止されており、その農地を転用する場合は農用地区域から除外する必要。 | 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成25年11月29日に公布される等、地方公共団体等の防災、減災等のための取組は重要と認識。これまで貴県と数次にわたり打合せを重ねる中で、① 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備協議会によるワンストップ処理等は、「被災地による自治体の行政機能の低下」という特殊事情に配慮した制度であること ② 防災、減災等の観点から、土地利用規制に関して、国や関係する県・市町が一堂に会して調整を行うことは運用上可能であることを御説明してきたところ。これらのことは十分御理解いただいていると認識しており、今後は調整の場を設け、個別事案ごとに具体的に調整してまいりたい。 |

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 指定自治体の回答 | | 内閣府整理 | 内閣府コメント | 内閣府整理 |
|---------------------------------------|--------------------|------------|----------|---|---|---------|-------|
| | | | 対応 | 理由等 | 【整理フラグ欄 内容】 | | |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 市街化調整区域における開発許可の特例 | (25春) 3065 | c | <p>先日の実務者打合せにおいて、東日本大震災及び南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)が発表されて以降、本県がすでに有事の状況にあるという事実、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)」の目的、取組内容については、十分御理解いただけたものと解している。</p> <p>本県としては、防災・減災と地域成長の両立を目指し、現行法の中で対応可能なものについては取組を進めるとともに、規制の特例措置を求めることで、モデル的かつ迅速な取組が可能になると考えられる事業について総合特区に位置づけ、取組を推進していく計画である。</p> <p>また、現行法はあくまでも平時の状況を前提とした法律である。しかしながら、これまでの科学的知見においては予見不可能な巨大な自然災害を目の当たりにし、安全・安心を求めて国民・企業が自主防衛の行動に至り、本県においては、既に土地利用の状況が激変している。</p> <p>こうした地域については、復興特区と同様に生活を維持し、再建するため、迅速な取組を進めることが可能な仕組みの整備が必要であり、国が復興を迅速化させるために考案した特例措置の適用を求めるものである。</p> <p>我々の提案に対して、貴省の見解を改めて伺いたい。</p> | <p>i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの</p> <p>ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの</p> <p>iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの</p> <p>iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの</p> <p>v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの</p> <p>vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p> | | |
| | | | b | <p>本特区の基本理念である「防災・減災と地域成長の両立」に向けた事前防災の取組については、国の施策の方向性に合致した取組であるとともに、その必要性について十分御理解いただいた。</p> <p>貴省提案のとおり、都市計画法第34条各号への適合判断については、当規制の特例措置の適用を見込んでいる12事業について、具体的に検討・調整を進めていくこととする。</p> <p>なお、本提案は、「3064」を前提にした提案であることから、当該調整スキームについて疑義等生じた場合には、改めて「国と地方の協議」において再協議を要望する。</p> | <p>国土交通省は、「東日本大震災復興特別区域法に基づく開発許可の特例は、「被災地における土地利用状況が震災により大きく変化したこと」に着目して措置された制度であり、当該状況がない場合における適用は困難」との見解であるが、併せて、「具体的な事業の内容をご相談いただければ、それを踏まえて対応を検討」するとしている。</p> <p>一方、自治体は、防災・減災等の観点から「迅速な取組を進めることが可能な仕組みの整備が必要」との考えである。国土交通省は、この自治体の考えについて、防災・減災等の観点から見解を示すこと。</p> | iii | |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 農用地区域の変更及び農地転用の特例 | (25春) 3066 | c | <p>先日の実務者打合せにおいて、東日本大震災及び南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)が発表されて以降、本県がすでに有事の状況にあるという事実、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)」の目的、取組内容については、十分御理解いただけたものと解している。</p> <p>本県としては、防災・減災と地域成長の両立を目指し、現行法の中で対応可能なものについては取組を進めるとともに、規制の特例措置を求めることで、モデル的かつ迅速な取組が可能になると考えられる事業について総合特区に位置づけ、取組を推進していく計画である。</p> <p>また、現行法はあくまでも平時の状況を前提とした法律である。しかしながら、これまでの科学的知見においては予見不可能な巨大な自然災害を目の当たりにし、安全・安心を求めて国民・企業が自主防衛の行動に至り、本県においては、既に土地利用の状況が激変している。</p> <p>こうした地域については、復興特区と同様に生活を維持し、再建するため、迅速な取組を進めることが可能な仕組みの整備が必要であり、国が復興を迅速化させるために考案した特例措置の適用を求めるものである。</p> <p>我々の提案に対して、貴省の見解を改めて伺いたい。</p> | <p>農林水産省からは、「事前防災のための企業等の移転に関しては、個別事案として具体的な調整をしていくことが重要」との考えのもと、現行法令等で対応可能との見解が示されている。</p> <p>一方、自治体は、防災・減災等の観点から「迅速な取組を進めることが可能な仕組みの整備が必要」との考えである。農林水産省は、この自治体の考えについて、防災・減災等の観点から見解を示すこと。</p> | | |
| | | | b | <p>本特区の基本理念である「防災・減災と地域成長の両立」に向けた事前防災の取組については、国の施策の方向性に合致した取組であるとともに、その必要性について十分御理解いただいた。</p> <p>貴省より、復興特区におけるフンストップ処理と同様の制度の実現は難しいものの、関係省庁・県・市町による協議の場を設け、本総合特区の「防災・減災と地域成長の両立」の実現に向けた迅速な取組を進めるため、個別具体的な案件ごと協議・調整を進めていくことについて提案をいただいた。</p> <p>今後、当規制の特例措置の適用を見込んでいる18事業について、個別事案ごとに協議をさせていただくことから、その際は速やかな対応をお願いしたい。</p> <p>なお、当該調整スキームについて疑義等生じた場合には、改めて「国と地方の協議」において再協議を要望する。</p> | <p>農林水産省からの「今後は調整の場を設け、個別事案ごとに具体的に調整してまいりたい。」との見解に対し、自治体は「個別事案ごとに協議をさせていただくことから、その際は速やかな対応をお願いしたい。」との回答であり、現行制度で対応可能なことに対し了解している。よって自治体の要望は実現可能となったため協議を終了する。双方は、個別事案について協議できる段階に至ったものから速やかに個別協議を開始すること。</p> <p>ただし、個別協議に疑義等が生じた場合は、農林水産省は改めて「国と地方の協議会」の協議に応じること。</p> | iii | |

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 提案事項の具体的内容 | 政策課題 | 根拠法令 | 回数 | 担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄 | | | | | | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|------------|---|--|---|-----|-------------------|----------|---|--|--|--------|---|--|
| | | | | | | | 担当省庁 | 担当部署 | 根拠法令など | 対応 | 実施時期 | スケジュール | 根拠法令や規制の趣旨 | 担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 農用地区域の変更に関する要件の緩和 | (25春) 3067 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条で規定された農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための要件のうち、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号に係る土地改良事業等実施後8年経過していない農用地であっても、当該総合特区で実施する事業により、災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定等締結した企業、又は津波ハザードマップに基づく浸水区域内の企業の移転に関する受け皿としての土地であれば、当該要件を満たさなくても農用地区域からの除外を可能とし、企業等が立地できるよう規制の緩和を行う。 なお、当該提案は、上記「土地利用規制に関する国との一括事前協議制度」の対象とする土地も該当するものであり、関連する提案である。 | 沿岸部に位置する市町においては、同一行政区域内の津波浸水想定区域外における土地の確保と、その確保された土地への沿岸企業の移転が喫緊の課題である。 現状では、農業振興地域の農用地区域に施設等を設置するために農地転用許可を受ける場合、まずは農用地区域から除外する必要がある。しかし、そのうちのひとつに「土地改良事業等完了後8年を経過していること」との要件があり、沿岸部からの企業等の移転の受け皿確保に当たり、支障となっている。 当該規制を緩和することにより、同一生活圏内に津波被害が想定される地域からの企業移転の用地を確保することが可能となり、地域住民の生活の維持と雇用の確保、企業活動の継続により、地域経済の持続的な発展と減災の実現が可能となる。 | ・農業振興地域の整備に関する法律 第10条第3項第2号、第13条第2項第5号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令 第9条 | 1回目 | 農林水産省 | 農村計画課 | ・農業振興地域の整備に関する法律 第10条第3項第2号、第13条第2項第5号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令 第9条 | E | — | — | 農業公共投資後8年経過の要件については、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるようにする観点から必要。 | 農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業上の利用を確保することが適当であり、事業完了後間もない土地を他用途に供するため農用地区域から除外することは不適当。 |
| | | | | | | 2回目 | E、D | — | — | 農業公共投資後8年経過の要件については、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるようにする観点から必要。 | 土地改良事業等が実施された農地は、農業生産性が高く、事業が行われていない土地と比較して、明らかに営農条件が優れており、公共投資の効用が十分に発揮されるようにする観点から、事業完了後間もない土地を他用途に供するため農用地区域から除外することは適当ではない。 なお、企業用地の確保については、①土地改良事業の実施に合わせて非農用地区域の活用、②農村地域工業等導入促進法の活用も検討していただきたい。 | | | |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 農業振興に資する施設に関する要件の緩和(農業用施設の追加) | (25春) 3072 | 当該総合特区の計画に位置付けた事業により設置する農家レストランや農産物加工所、食関連施設(地場産品を使用した食の提供施設を含む。)で、設置者が農業者(農業者の組織する団体(農協等)を含む)であり、当該施設を設置する市内(町内)で生産される農畜産物を量的又は金額的に5割以上使用して加工や販売等を行う施設であり、地域の農業の振興に資する施設について、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び農林水産省令で定める農用地区域内で設置可能な農業用施設に加える。これにより、農用地区域からの除外(5つの除外要件有り)対象ではなく用途変更(農地→農業用施設用地)で対応が可能となり、農用地区域内に施設の設置を可能とする。 | 現状、農用地区域内に設置できる農業用施設は農業振興地域の整備に関する法律及び農林水産省令で定められているが、地場の農産物を活用する農業振興に資する農家レストランや農産物加工所、食関連施設は含まれていない(農家自らが生産したものを加工・販売する施設のみ、農業用施設としている)。しかし、これらの施設で農業者が設置し、同一市内(町内)で生産された農畜産物を5割以上使用する、地域の農業の振興に寄与する施設は農業用施設に追加し、農用地区域の用途変更で対応することで、地域で生産した農作物の利用促進による地域農業の持続的な振興を図る。 | ・農業振興地域の整備に関する法律 第3条4号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第1条 | 1回目 | 農林水産省 | 農村計画課 | ・農業振興地域の整備に関する法律 第3条4号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第1条 | C | — | — | 農用地区域内の農用地等は、農業上の利用を確保する土地であることから、当該区域内に設置できる農業用施設は農業者の農業生産に必要な施設であることが必要。 | 国家戦略特区において、地域で生産される農畜産物又は加工したものの提供を行うレストランについて、農業者が農用地区域に設置できるよう検討することとしているところ。 |
| | | | | | | 2回目 | C | — | — | 農用地区域内の農用地等は、農業上の利用を確保する土地であることから、当該区域内に設置できる農業用施設は農業者の農業生産に必要な施設であることが必要。 | 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)にあるように、農家レストランについて、第185回国会において成立した「国家戦略特別区域法」に基づく国家戦略特別区域において、農用地区域内に設置することができるよう要件緩和を行い、その上で、効果を検証し、全国に適用することも検討することとしている。 | | | |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 公衆便所の浄化槽における処理対象人員算定計算の特例措置 | 3211 | 総合特区のエリア内に設置する市民農園のトイレにおいては、農作業準備休憩施設として公共事業により建設されるため、その決定に係る設計基準等の適用にあたっては、明確な説明が必要となる。この場合、建築基準法に基づく、「浄化槽の構造基準・同解説(日本建築センター)」の利用が適当であると考えられるが、現行基準では、公衆便所の処理対象人員の算定は、「競輪場、競艇場」に準ずることとされており、これによりがたい場合は、実績資料によるものとされている。しかし、農作業準備休憩施設としての設置例は限られていることから、実績資料等が少なく、現地資料が整わない場合の規模決定は困難が予想される。このため、地区独自の判断により、下流に影響を与えない範囲で、処理対象人員算定計算をすることで、建設費及び維持管理費を軽減する。 | 現行では、公衆便所を設置する場合、建築基準法に基づく、「浄化槽の構造基準・同解説(日本建築センター)」により、処理対象人員の算定は、「競輪場、競艇場」に準ずることとされており、地区独自の判断による処理対象人員とすることができない。しかし、国庫補助事業で設置する公衆便所の施設設計にあたり、規模推計が困難な場合、施設が過大になることを避けるため、下流に影響を与えない範囲で、地域独自の判断による施設規模とすることで、建設費及び維持管理費を軽減する。 | ・建築基準法第31条(浄化槽の構造基準・同解説) | 1回目 | 国土交通省 | 住宅局建築指導課 | 建築基準法第31条(浄化槽の構造基準・同解説) | D | — | — | 建築基準法第31条 建築基準法施行令第32条 昭和44年建設省告示第3184号 日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」 | 浄化槽の人員算定はJIS A 3302(建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準)によるが、その中で実情に添わない場合は類似施設の使用水量その他の資料などを基にして算定人員を増減できるとされており、算定根拠が建築基準法上妥当であると特定行政庁が判断できる場合は、実情に即した値を用いることが可能。 |
| | | | | | | 2回目 | | | | | | | | |

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 指定自治体の回答 | | 内閣府整理 | |
|---------------------------------------|-------------------------------|------------|---|---|--|-------|
| | | | 対応 | 理由等 | 内閣府コメント | 内閣府整理 |
| | | | 指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他 | | 【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの | |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 農用地区域の変更に関する要件の緩和 | (25春) 3067 | c | 当提案を行っている区域は、実務者打合せ等の場において説明をしたとおり、津波被害想定区域に位置する企業の移転先の確保、避難場所となる防災公園の整備と物資供給拠点の確保を図ろうとするものである。しかしながら、町内において農用地区域を含まない区域での用地の確保は困難であり、かつ町内の農用地区域はすべて国営かんがい排水事業の受益地となっていることから、町内において必要な受け皿づくりができない状況にある。 農業公共投資が行われて間もない土地の他用途に供するための農用地区域の除外が不適当であるという、貴省の見解は十分理解している。一方で、今回のかんがい排水事業の受益地のように、その土地に直接投資しない場合においては、同一事業の受益地であっても、農地の集団性、農地の形状・斜面、農地の区画などその条件は様々であり、優良な農地とそれ以外の農地が存在することも事実である。 また、現行法はあくまでも平時の状況を前提とした法律である。しかしながら、国営土地改良事業の着工以降に起きた東日本大震災や南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)の公表以降、本県においても土地利用の状況が一変するなど、有事の状況にあることから、迅速な取組を進めるためにも例外的な措置が必要ではないかと提案をさせていただいた。 農用地区域からの除外要件である、農振法第13条第2項第1号から第5号に関して、第5号を除く4要件を満たす具体的な事業計画に限定した中で、土地改良事業や農振法、農地法に関する調整スキーム及び調整について協議する場の設置について検討していただきたい。 | 農林水産省からは、農業公共投資が行われて間もない土地を他用途に供するために農用地区域から除外することは不適当との見解が示されている。一方で自治体は、「かんがい排水事業の受益地のように、その土地に直接投資しない場合において」、8年経過要件の除外を求めている。 農林水産省は、「かんがい排水事業の受益地のように、その土地に直接投資しない場合」についても8年経過要件を課す理由を示すこと。併せて、自治体は、具体的な事業計画に係る、土地改良事業、農振法、農地法に関する調整・協議する場の設置の検討を求めているので、農林水産省は見解を示すこと。 | |
| | | | b | 提案を行っている区域については、農振法第13条第2項第1号から第4号までの4要件を満たし、かつ、国営土地改良事業との調整が行われた場合には、貴省提案のとおり、農振法第10条第4項及び政令第8条(農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地)に該当する土地として、調整手法を検討していく。 今後、具体的な調整を進めていく上で速やかな対応をお願いしたい。 | 農林水産省からは「事業完了後間もない土地を他用途に供するため農用地区域から除外することは適当ではない。」との見解の一方、「企業用地の確保については、①土地改良事業の実施に合わせて非農用地区域の活用、②農村地域工業等導入促進法の活用も検討していただきたい。」との提示を受けることができたため、協議を終了する。自治体は得られた見解をもとに事業の実施を検討すること。 ただし、個別協議に疑義等が生じた場合は、農林水産省は改めて「国と地方の協議会」の協議に応じること。 | iv |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 農業振興に資する施設に関する要件の緩和(農業用施設の追加) | (25春) 3072 | d | 国家戦略特区において、「地域で生産される農畜産物又は加工したものの提供を行うレストラン」について、農用地区域に設置できるよう検討を進めているとのことであることから、貴省の今後の検討の推移を見守ることとするが、国家戦略特区において規制の緩和がなされた場合、総合特区においても同様に規制緩和の措置を講じる方向で検討されているのか、貴省の考え方を確認したい。 | 農林水産省からは、国家戦略特区において検討中との見解が示されているが、自治体は、総合特区での実現可能性について見解を求めている。農林水産省は総合特区制度での本提案の実現可能性について見解を示すこと。 | |
| | | | c | 本総合特区は、5年間(平成29年度)で成果を出すことを目標に取り組んでいる。 貴省見解では、国家戦略特区において要件緩和し、効果を検証した上で全国適用を検討するとのことであるが、本総合特区の取組を進める上ではその効果検証を待つ時間的余裕はない。このことから、総合特区においても同様の措置を講じる方向で検討されているのか確認しているものである。 今回の貴省見解は、本総合特区に対する代替案にはならないため、改めて本総合特区において要件緩和の適用を要望する。 | 農林水産省からは「「国家戦略特別区域法」に基づく国家戦略特別区域において、農用地区域内に設置することができるよう要件緩和を行い、その上で、効果を検証し、全国に適用することも検討することとしている。」との見解であるが、自治体は総合特区での実現可能性について見解を求めている。農林水産省は、本提案について総合特区での実現可能性を示すこと。 | vi |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 公衆便所の浄化槽における処理対象人員算定計算の特例措置 | 3211 | a | 貴省見解により、本県提案は実現可能であることから了解する。 | 自治体の要望は実現可能となったため、協議を終了する。 | iii |

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 提案事項の具体的内容 | 政策課題 | 根拠法令 | 回数 | 担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄 | | | | | | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|------|---|---|-----------------------------|-----|-------------------|------------------------|----------------------|----|------|--------|---|---|
| | | | | | | | 担当省庁 | 担当部署 | 根拠法令など | 対応 | 実施時期 | スケジュール | 根拠法令や規制の趣旨 | 担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 木質バイオマス発電に利用する森林資源の廃棄物扱い除けに関する規制の緩和 | 3212 | <p>現在、剪定枝や林地残材、木屑等を木質バイオマス燃料として無償・逆有償で引き取る場合(有価物性が認められない場合)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の規定及び平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨により、廃棄物と判断されるが、当該総合特区で実施する事業に関して設置する木質バイオマス発電所の燃料として使用する剪定枝や林地残材、木屑等については、関係する地方公共団体や事業実施主体が構築する仕組み(出所の明確化等による不法投棄を行わせない仕組み)により、適正に木質バイオマス燃料としてエネルギー利用されるものに限り、廃棄物として扱わず、自由に収集運搬し、通常の焼却施設で処理できるものとする。</p> | <p>木質バイオマス発電所を建設し、剪定枝や林地残材、製材所で発生した端材やオガ粉、樹皮等を無償や逆有償で引き取り、木質バイオマス燃料として使用する場合、現状では剪定枝や林地残材は一般廃棄物扱い、製材所で発生した端材やオガ粉、樹皮等は産業廃棄物扱いとなり、収集運搬するためには都道府県知事や市町村長の許可が必要で、広域を対象とした自由な収集運搬ができない。また、使用する燃料が廃棄物扱いとなった場合、焼却炉は廃棄物処理施設となり、基準を満たすための追加設備や設置許可が必要となり、事業計画に大きく影響を与えるため、木質バイオマス発電の導入促進の阻害要因のひとつとなっている。このため、木質バイオマス燃料となる剪定枝や林地残材等の入手コストの縮減と、焼却施設の設備投資コストの縮減、設置許可手続の不要による迅速な事業着手により、エネルギー化のコストを縮減し、木質バイオマス発電の導入促進による分散・自立型のエネルギーシステムの構築とエネルギーの地産地消を推進するとともに、併せて持続的な森林管理の実施による林業の再生を図ることができる。</p> | <p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条</p> | 1回目 | 環境省 | 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条 | D | — | — | 「行政処分の方針について(通知)」(平成25年3月29日付け環境産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) | <p>・廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされている(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。</p> <p>・個別の事例ごとについての当該廃棄物該当性に係る実際の判断は、産業廃棄物に関しては都道府県等(今回のケースでは、静岡県)が行うこととなっている。</p> <p>・したがって、木質バイオマス発電に利用する森林資源について都道府県等及び市町村が「行政処分の方針について(通知)」を踏まえ個別の事案ごとに総合判断した結果「廃棄物として取り扱う必要はない」(有価物である)と判断するのであれば、現行制度上廃棄物として取り扱う必要はない。</p> |
| | | | | | | 2回目 | | | | | | | | |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 木質バイオマスの燃焼灰利用に関する規制の緩和 | 3213 | <p>木質バイオマスを燃焼させて排出される燃焼灰については、有償で取引するなどの有価性が認められなければ廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の規定により産業廃棄物扱いとなるが、当該総合特区で実施する事業に関して設置する木質バイオマス発電所から発生する燃焼灰については、関係する地方公共団体や事業実施主体が構築する仕組み(処理方法の明確化等による不法投棄を行わせない仕組み)により、適正に処理するものに限り、草木灰と同様に廃棄物として扱わず、無償での譲渡等を可能とする。(「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱い」と同様、「自ら利用」に該当するものとする。)</p> | <p>木質バイオマスを燃焼させて排出される燃焼灰については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において基本的に産業廃棄物扱いとなり、処分に費用がかかるため、木質バイオマス発電の導入促進の阻害要因のひとつとなっている。このため、木質バイオマスの燃焼灰を産業廃棄物扱いから除外することで、草木灰と同様に土壌改良材や肥料として活用することが可能となり、これにより木質バイオマス発電の導入促進による分散・自立型のエネルギーシステムの構築とエネルギーの地産地消を推進するとともに、併せて持続的な森林管理の実施による林業の再生を図ることができる。</p> | <p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条</p> | 1回目 | 環境省 | 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条 | D | — | — | 「行政処分の方針について(通知)」(平成25年3月29日付け環境産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) | <p>・廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされている(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。</p> <p>・個別の事例ごとについての当該廃棄物該当性に係る実際の判断は、産業廃棄物に関しては都道府県等(今回のケースでは、静岡県)が行うこととなっている。</p> <p>・したがって、木質バイオマスの燃焼灰について、都道府県等及び市町村が「行政処分の方針について(通知)」を踏まえ個別の事案ごとに総合判断した結果「廃棄物として取り扱う必要はない」(有価物である)と判断するのであれば、現行制度上廃棄物として取り扱う必要はない。</p> |
| | | | | | | 2回目 | | | | | | | | |

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 指定自治体の回答 | | 内閣府整理 | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|------|----------|---|----------------------------|-------|
| | | | 対応 | 理由等 | 内閣府コメント | 内閣府整理 |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 木質バイオマス発電に利用する森林資源の廃棄物扱い除外に関する規制の緩和 | 3212 | a | 「行政処分の指針について(通知)」に基づき、個別事案ごとに総合判断することにより、必ずしも廃棄物として取扱う必要がないことが明らかとなったことから、了解する。 なお、今後、事業実施に向けた仕組みを検討していく上で、必要に応じて個別の協議をお願いしたい。 | 自治体の要望は実現可能となったため、協議を終了する。 | |
| | | | | | | iii |
| ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組) | 木質バイオマスの燃焼灰利用に関する規制の緩和 | 3213 | a | 「行政処分の指針について(通知)」に基づき、個別事案ごとに総合判断することにより、必ずしも廃棄物として取扱う必要がないことが明らかとなったことから、了解する。 なお、今後、事業実施に向けた仕組みを検討していく上で、必要に応じて個別の協議をお願いしたい。 | 自治体の要望は実現可能となったため、協議を終了する。 | |
| | | | | | | iii |